

## 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について

### 【単位数が増加する加算の届出日】

加算等を開始する月の前月の15日までに届出書を提出すること。

- ①届出が毎月15日以前→翌月から算定を開始
- ②届出が毎月16日以降→翌々月から算定を開始

※適正な支給限度額を管理するため、利用者や指定介護予防支援事業所等への周知期間が必要

### 【事後調査等によって、届出時点で加算の要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い】

#### ①指導しても改善されない場合

→届出の受理は取消され、届出はなかったことになり、その加算全体が無効になる。

→受領していた介護給付費は不当利得になり、返還する。

→指定事業者は厳正な指導を受け、悪質な場合（不正・不当な届出が繰り返される等）は、指定を取り消される。

#### ②改善した場合

→届出時点～判明時点：受領していた介護給付費は、不当利得になり、返還する。

→判明時点～要件合致時点：その加算は算定しない。

### 【加算等が算定されなくなる場合】

#### ①事業所の体制が加算をされない状況になった場合

#### ②事業所の体制が加算をされなくなることが明らかな場合

→速やかにその旨を届け出ること。

→事実発生日から、加算を算定しない。

※届出をしないで加算等を請求した場合は不正請求になる。

支払われた介護給付費は不当利得になるので、返還する。

悪質な場合は、指定が取り消される。

### 【利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還】

保険者に対して不当利得分の返還を行うときは、同時に、利用者が支払った利用料の過払い分も返還する。

※各利用者に返還金についての計算書を付けて返還し、利用者から受領書を受け取り、事業所で保存する。

「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」届出項目 添付書類一覧

- 1 下記の「別紙 19」・「別紙 1-4」については全ての加算・減算・割引の届出に必要となります。
  - ・「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>」（別紙 19）
  - ・「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙 1-4）
- 2 加算等の種類毎に添付書類を記載してあります。重複する書類については1部のみ添付してください。
- 3 「介護予防訪問介護相当サービス」「介護予防通所介護相当サービス」について、事業費に係る割引を行う場合（「値引」欄を「あり」とする場合）は、別紙 20 を添付してください。
- 4 事務所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合は、次の書類を添付し、当該出張所等におけるサービスについて、必要な書類を添付してください。
  - ・「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）」（別紙 1-4 の 2 ページ目）

サービス区分		その他該当する体制等	添付書類
A 1 A 2	第 1 号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	サービス提供責任者体制の減算	<input type="checkbox"/> サービス提供責任者体制の減算に関する届出書(別紙 21) 及びその添付書類
		特別地域加算	不要
		中山間地域等に関する小規模事業所加算(地域に関する状況)	不要
		中山間地域等に関する小規模事業所加算(規模に関する状況)	不要
		介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 処遇改善加算届出書及び添付書類
A 5 A 6	第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	職員の欠員による減算の状況	不要
		若年性認知症利用者受入加算	不要
		生活機能向上グループ活動加算	不要
		運動器機能向上体制	<input type="checkbox"/> 勤務表(加算の要件となる職員分を含む) <input type="checkbox"/> 当該職員に係る資格証の写し
		栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 勤務表(加算の要件となる職員分を含む) <input type="checkbox"/> 当該職員に係る資格証の写し
		口腔機能向上体制	<input type="checkbox"/> 勤務表(加算の要件となる職員分を含む) <input type="checkbox"/> 当該職員に係る資格証の写し
		選択的サービス複数実施加算	不要
		サービス提供体制強化加算 I	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 22) <input type="checkbox"/> 勤務表(前年度 4 月～翌 2 月の 11 ヶ月分、前年度の実績が 6 月に満たない事業所は届出をする月の前 3 月分及び変更月のもの) <input type="checkbox"/> 介護福祉士の資格証の写し
		サービス提供体制強化加算 II	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 22) <input type="checkbox"/> 勤務表(前年度 4 月～翌 2 月の 11 ヶ月分、前年度の実績が 6 月に満たない事業所は届出をする月の前 3 月分及び変更月のもの) <input type="checkbox"/> 経歴書又は雇用通知書
		介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 処遇改善加算届出書及び添付書類